

兵庫県公報

平成26年12月9日 火曜日 第2653号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	5
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（丹波県民局）	5
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定（県民生活課）	5

告 示

兵庫県告示第1077号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町古市字吉谷6から8まで、11から13まで、16、17
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1078号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 処分をした年月日

平成26年11月25日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 上伸建設株式会社
 主たる営業所の所在地 赤穂郡上郡町上郡757-19
 代 表 者 の 氏 名 立 花 敬 也
 許 可 番 号 兵庫県知事許可（特-24）第551403号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成26年12月10日から平成27年1月8日までの30日間

4 処分の原因となった事実

上伸建設株式会社は、平成25年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、実際には存在しない技術者を技術職員名簿に記載して経営事項審査申請を行うとともに、その申請に基づき得られた結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1079号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 作業種類

公共測量（道路基準点測量）

(2) 作業期間

平成26年8月9日から平成27年2月27日まで

(3) 作業地域

姫路河川国道事務所管内

2 (1) 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成、数値図化及び数値修正）

(2) 作業期間

平成26年9月26日から平成27年3月19日まで

(3) 作業地域

姫路河川国道事務所管内



兵庫県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点計画図）

2 作業期間

平成26年10月17日から同年11月19日まで

3 作業地域

尼崎市武庫之荘西2丁目ほか



兵庫県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年12月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年12月9日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 北原八家線	姫路市東山字東新田687番6から 同 市東山字新出531番4まで	旧	4.0から 7.0まで	43.0	
		新	4.0から 8.0まで	43.0	



兵庫県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年12月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月9日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市夢前町塩田字中内130番1から 同 市夢前町塩田字中内117番1まで	旧	6.0から 17.0まで	152.0	
		新	10.0から 17.0まで	152.0	
県道 飾東御着停車場線	姫路市花田町上原田字六反田251番9から 同 市花田町上原田字八反田269番1まで	旧	7.0から 7.0まで	42.0	
		新	11.0から 12.0まで	42.0	
県道 北原八家線	姫路市東山字野入74番1から 同 市東山字大坪72番1まで	旧	8.0から 10.0まで	15.0	
		新	9.0から 10.0まで	15.0	



兵庫県告示第1087号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画道路
3.4.25号高橋山崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
神崎郡福崎町福崎新字中島並びに福田字上田並びに馬田字竹ノ元及び前測並びに山崎字スガキ並びに西治字二反田
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成26年12月9日から同月24日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び福崎町まちづくり課



兵庫県告示第1088号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成26年12月9日

丹波県民局長 藤原 一

- 1 指定する土地等の所在地
丹波市氷上町稲継275—1
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
ケーブデンキ氷上店駐車場
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社関西ケーブデンキ
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
大阪市浪速区難波中3—5—13 朝日生命難波ビル5階
 - (3) 代表者の氏名
杉本正彦
- 4 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告

特定非営利活動促進法第58条第1項に基づく仮認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項に基づく仮認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成26年12月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人こむの事業所
- (2) 代表者の氏名 松 藤 聖 一
- (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市売布東の町12番9号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 当該仮認定の有効期間 平成26年11月26日から平成29年11月25日まで